

『介護職員等特定処遇改善(令和4年度)』に関する取り組み実績について

令和4(2022)年度、介護老人保健施設虹ヶ丘では、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を算定し、次の通り、職員の処遇改善を実施しました。

● 賃金改善の実績

賃金改善項目 = 「特定改善手当」にて改善

賃金改善期間 = 2022年7月分給与～2023年6月分給与

① 勤続10年以上の介護福祉士(経験・技能のある介護職員)

= 職責・勤務状況等に応じて

“月額平均 44,149円～34,149円” を支給

(年収440万円以上=5名)

② その他の介護職員(①に該当しない介護職員)

= 職種・勤務状況等に応じて

“月額平均 19,541円～2,375円” を支給

③ 介護職員以外の職員

= 職種・勤務状況等に応じて

“月額平均 24,000円～0円” を支給

～その他～

・介護福祉士・介護職員(パート除く)に対して「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を算定し

「月額平均43,819円～37,150円」の賃金改善を合わせて実施しました。

・全職種職員(パート職員除く)に対して「介護職員等ベースアップ等加算」を算定し

「月額平均 5,567円～4,970円」の賃金改善を、合わせて実施しました。

● 職場環境等の改善状況(資質向上への支援・労働環境等)は、次の通りです

入職促進・資質向上に関する取組と支援

= 他産業からの転職者、主婦層、高齢者等幅広い採用活動を実施しています。

= 必要な研修への受講に際した勤務調整等の支援をしています。

労働環境等の改善に関する取組

= 育児介護との両立を目指す職員含め、有休の取得促進他、環境を整備しています。

= 短時間労働者も受診可能な健康診断の環境を整備しています(一部対象外職員有り)。

= ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化を図っています。

(勤務環境、ケア内容の改善等)

(2023.07.26)